

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十三号

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（施設等の利用）」に改め、同条第一項中「（以下「多目的ホール」という。）」を削り、同条第二項中「（以下「在職者訓練棟」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 知事は、徳島県立西部テクノスクールの業務に支障のない範囲内で、徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟及び規則で定める設備を職業訓練又はこれに関する研修会、講習会等を行う事業主等の利用に供することができる。

第四条中「多目的ホール又はは在職者訓練棟」を「徳島県立中央テクノスクールの多目的ホール若しくはは在職者訓練棟又はは徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟若しくはは規則で定める設備（以下「多目的ホール等」という。）」に改める。

第五条第三号中「販売」を「営利」に改め、同条第四号中「徳島県立中央テクノスクール」の下に「又はは徳島県立西部テクノスクール」を加える。

第六条第一項中「多目的ホール若しくはは在職者訓練棟」を「多目的ホール等」に改める。

第八条中「利用の許可を受けた者は、多目的ホール又はは在職者訓練棟の施設」を「職業能力開発校の施設、設備」に、「亡失したとき」を「亡失した者」に改める。

別表の表の部分を次のように改める。

区 分		単 位		金 額	
徳島県立中央テクノスクール		多目的ホール			
		午後	午前	一一、一八〇円	一四、九一〇円

徳島県立西部テクノスクール			
規則で定める設備	在職者訓練棟		在職者訓練棟
	午後	午前	午後
	午前又は午後		午前
規則で定める額			
		四九〇円	三七〇円
		八三〇円	六二〇円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。